先物協会ニュース
JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION

発行所 日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
☎(03)3664-5731 FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

道

私の好きな一文字

廣田稲生

（廣田稲生 全国商取健保組合総務課長）

先物取引所得税制 画期的な前進

申告分離課税は恒久化
税率は26%から20%へ
純損失、3年間繰越控除

自由民主党の平成15年度税制改正大綱が昨年12月13日に決まり、(社)全国商品取引所連合会(全商連)と先物協会が連名で要望していた4つの項目のうち3つが盛り込まれた。これにより商品先物取引業界の宿願であった個人投資家(委託者)の先物所得についての税制が大きく改善されることになった。

自民党・税制改正大綱

先物取引(平成16年以降は有価証券等の先物取引を含む)に係る所得に対する課税について、税制改正大綱で明らかになったのは、

①申告分離課税制度の恒久化

②税率の26%から20%(所得税15%、住民税5%)への引き下げ

③純損失の3年間の繰越控除制度の創設――の3点。

①については、平成13年4月1日から従来の総合課税から申告分離課税に変わり、その期限は平成15年3月までの2年間の時限措置となっていた。

これに対し、全商連、先物協会は、申告分離課税とする租税特別措置の「適用期限の延長」を要望していたが、今回の大綱では、国税、地方税とも「商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の『適用期限を撤廃する』」と明記された。

自民党本部

■株式と同等の扱いに

②の税率については、「先物取引に係る雑所得等の金額に対する所得税の税率を15%(現行20%)に、個人住民税の税率を5%(現行6%)に引き下げる」ことになった。

株式等の譲渡に係る所得課税について平成15年1月から適用される税率が商品先物についても適用されることになったもの。

新税率は平成15年中の先物取引に係る所得から適用される。

③の純損失の繰越については、国税、地方税とも「平成15年1月1日以後の商品先物取引に係る差金決済をしたことによって生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額がある時は、翌年以後3年内の各年分の繰越控除を認める」と定められた、これも株式と同等の扱いになった。

業界はこれまで商品先物取引は所得の変動が株式取引等に比べはるかに大きいので、繰越控除は商品先物取引にこそ適用されるべきであると主張してきた。

以上の3項目は、いずれも全商連、先物協会の要望が100%認められた形。二家会長は「今後は主務省、関係団体と一致協力して市場参加者にとっての利便性の向上を図り、商品先物市場の健全な発展に向け、取り組んでいきたい」とのコメントを出した。

■損益通算が今後の課題

ただ、「上場株式等の有価証券の譲渡に係る損益と商品先物取引に係る損益についての通算が出来るようにしてほしい」との要望は今回、実現しなかった。

欧米諸国では、株式、商品先物取引での所得はいずれもキャピタルゲイン／ロス（資本取引所得）として位置付けられ、金融商品間においては、すべての損益を合算して課税が行われている。

「T+1」、6月実施へ
先物協会は会長に一任

先物協会の理事会は全商連が進めている「T+1」(商品先物市場の決済リスク軽減を図るため、場勘定等の決済期限を現行より1日短縮して「翌営業日正午」とすること)の先物協会としての取り扱いを二家会長に一任することを承認した。この結果、「T+1」は平成15年6月上旬の実施に向け大きく動き出すことになる。

12月12日の理事会で、全商連「T+1」推進会議が取りまとめた案の概要について、

① 取引員がそれぞれ受託業務管理規則等に定めることによって、商品ごとに各取引所が決める額以上の「当初証拠金」(仮称)を設定できる制度を新たに導入する。

② 委託追証拠金については現行通りとする――など先物協会の意向が盛り込まれているとの報告があった。

ただ、先物協会側が要請した「7取引所一括決済および自己委託のネット決済」、「大臣告示額の引き下げ」、「差引損益金の預り証拠金との自動相殺」などは今後の検討課題として残されている。

③ 建玉処分権の発動基準は値洗い損の額が取引所の定める委託本証拠金の2分の1を超えた場合、取引員は委託者に対して当該値洗い損の全額を請求する制度に改める。

また、実施時期を含め取引員間にはまだ様々の意見がある。詳細を一任された二家会長は、「取引員にとって不利益にならないよう取り組んでいきます」と述べた。

冷凍エビの3団体会費、半額に
先物協会がまず承認

先物協会は12月12日の理事会で、冷凍エビの定率会費（あらかじめ定めていた一枚当たりの金額に売買枚数を乗じて算出する）を平成15年度から半額に引き下げることを承認した。正式には3月の臨時総会で決定する。日商協、補償基金協会も同様の扱いになる見込み。

これは委託手数料証拠金が他商品に比べ格段に低いための措置で、売買取引数量申告書に記入する取引枚数を半分の枚数で報告してもらうことによって3団体共有のコンピューターのプログラムを変更しないで処理する。

中部商取のガソリン、灯油など、ほかにもいわゆる小口商品があり、取引所から協会会費引き下げの要請があるが、今回は会費収入、実務面で影響の少ない冷凍エビのみの引き下げにとどめる。

FUTURES PLAZA

カネツ投資顧問 調査部
チーフアナリスト　齋藤和彦

商品投資顧問業は、ファンド資金の運用を商品市場で行うことを主たる目的としています。当社ではその運用との二本柱として、一般顧客に対する情報提供も早い段階から取り組んでおり、その可能性に注目しています。

現在、インターネットを利用している口座数は全体の2割近くに迫ろうとしています。インターネットの割安な定額料金による常時接続が当たり前となる中、委託者数増大にインターネット取引が一層寄与すると考えられ、各社もインターネットに対する戦略を積極的に立てています。

インターネット取引は手数料の割安さから大きく普及しましたが、手数料引き下げにも今後限界があり、過度の引き下げ競争は、各社の体力消耗を早める危険性も秘めています。

実際、先行していた証券業界では、インターネット取引の手数料引き上げを実施するところもあり、また、インターネット取引では難しい、細かな対応が可能な営業店の拡充が図られています。

インターネット 常時接続で可能性拡大

このため、価格面以外のサービス提供が今後の重要な課題となるでしょう。その一として、情報提供が挙げられます。常時接続の下、リアルタイムで情報分析を入手し、それらを比較検討、または世界中の情報を独自に入手・分析するなどインターネット利用の利便性が一層拡大するとみられます。

顧客に情報ルートの自由裁量権が与えられることによって、割安な手数料の下、活発な取引がさらに期待されます。

その一方で、情報の氾濫に対応する困難さも存在することになるでしょう。顧客が情報過多に陥ることも十分想定されますが、情報の選択肢を得ることで、これまで以上に自己責任を負いつつ取引せざるを得ず、商品市場への信頼も当然ながら拡大することになるといえます。商品市場へのより良い理解者としての顧客育成にインターネット取引はさらに役立つと考えられます。

プロフィール

1964年 生まれ
1990年 日本大学大学院国際関係研究科卒
1990年 カネツ商事㈱入社
1994年 カネツ投資顧問㈱出向
1998年 東京商品取引員調査部会会長
2001年 現職

先物春秋

昨年押し詰まってから先物業界はビッグニュースが相次いだ。まずアイコムの破綻。日本経済の失われた10年に、先物業界は1社の破綻もなく、10年間無事故を誇ってきたが、とうとう噂のアイコムがお手上げとなった▼ただ、紛議の多発震源地でもあったアイコムの退場は業界浄化→信頼性向上につながるに違いない。またアイコムの違約が、難渋していた『T+1』を一気に実現させる結果となった。「死せるアイコム、生ける『T+1』を走らす」の図で、今年6月導入となる。商品先物業界の信頼性向上を後押しすることだろう。そして最大の吉報は与党三党が決めた平成15年度の商品先物税制の改正である▼かねての懸案が一挙に解決するという快挙で、二家勝明当協会会長が「100%近い成果」とコメントを出したほど。これで投資家に向かって堂々と胸を張れる。数ある金融商品群の中でハンデを負ってきた商品先物税制の改正に取り組んでこられた関係者の地道な活動に、深い敬意を表したい。商品先物のステイタスを一気に持ち上げた効果は計り知れない▼さらには金相場の高騰が錦上に華を添える形となった。国際投機資金が株や債券から実物資産に移動し始め、5年半ぶりの高値をつけた。石油まで〝ご祝儀相場〟かのように商品市場を沸せている。証券業界が「これ以上期待できないくらいの税制改正、画期的」と狂喜しても株式相場はいっこうに踊り出さない。今年はどうやら商品の年になりそうである。(泉)